

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森田 初恵

川越市条例第 3 2 号

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例

(川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項中「次条第1項」の次に「、第8条」を加える。

第8条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第8条 児童福祉施設の設置者は、法第45条第7項において準用する
法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学
校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止
等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項
に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を
防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護す
るため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のう
ち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するも
のをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪
事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運
営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）の一部を次の
ように改正する。

第3条の3の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第3条の4 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項に
おいて準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設

置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条 家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第４条 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁

量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第6条」を「第5条」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第19条 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉

鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「及び第47条」を削る。

第84条、第85条、第97条及び第102条中「第46条まで、第48条から」を削る。

(川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。